

婚外子差別に No! 電話相談 2026



042-527-7870

午後 3~7 時 ※今年より時間が短くなります。

毎月第 1 木曜日 (1 月は第二木曜日)

1月8日 7月2日
2月5日 8月6日
3月5日 9月3日
4月2日 10月1日
5月7日 11月5日
6月4日 12月3日

＜電話相談は無料です＞

※電話通話料のみご負担ください。

親が結婚しているか否かで、子どもを「嫡出子」「嫡出でない子」と区分けする法制度は人権侵害です。婚外子への差別は今やほとんどの国で廃止され、皆「子」となっています。

『作家の落合恵子さんからのメッセージです』
『…… It's not your fault. あなたが悪いわけではない。この言葉をどれほど母は待っていたらう。差別の被害者に対する共感と連帯のこの言葉。わたしも婚外子だ。』

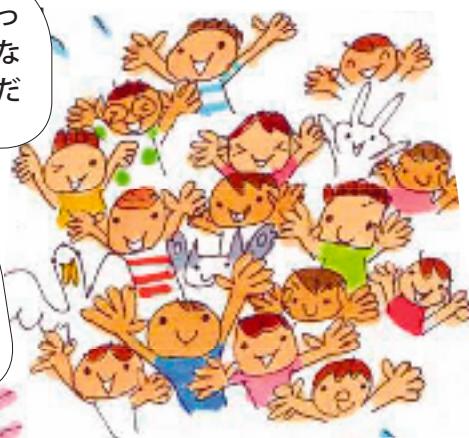
モノクロームの写真の中の遠い日の母に、わたしは今朝も声をかける。あなたの子どもでよかった、と。一人で悩まずに沈黙を破る。まずは相談から。』

「婚外子差別に No ! 電話相談」は、今年で丸 14 年になります。今まで、職場や地域で嫌がらせを受けた、役所の窓口で差別を受けた、不快な思いをしたなどの相談が寄せられてきました。差別を受けたこと、不快な思いや日々の思いなど、どうかお聞かせください。

婚外子ということで受けた
不快な思いや、いやな思いなど
お話を聞かせください！

事実婚での困
たことや悩みな
どお聞かせくだ
さい。

子の氏を父の氏に変更しても、
親権は母のままで大丈夫！
→家裁の窓口で変更をと言われ
ても、変更しないで大丈夫です。



出生届・「嫡出でない子」の欄に
チェックせずに出したいた。
→チェックしないで受理される方
法があります。お電話ください！

婚外子の戸籍の続柄（つづきがら）は、長女・長男式に変わりました。2004 年 10 月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したの
に、前の記載が残ってい
る！
→前の記載を消せます。
ぜひ、お電話ください。

主 催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも
差別されない社会を求め 37 年余運動してきた市民団体です。